

●出張報告書（創世下関：星出恒夫）

○調査都市：石川県輪島市

- ・日 時：令和6年6月30日（日） 13時～17時
- ・場 所：輪島市全域
- ・対応者：輪島市議会副議長
- ・視察者：星出恒夫
- ・内 容

【能登半島地震の実態と半年後の復旧状況】

道路の復旧状況

- ・海岸線の国道に関しては、応急復旧がなされており、ほぼ通行可能であるが、一部片側交互通行であった。路面はでこぼこしており、ゆっくり走行しないとバウンドしてしまう箇所も数か所あった。また、大幅な崖崩れしている箇所が2か所あり、全面通行止めとなっており、う回路を走行するしかない状況である。

ところどころに、緊急通報装置が設置されており、地盤が動くとき警報機が反応する仕組みのようである。

- ・能登空港から輪島市に抜ける県道は、地震発生後も唯一通行可能な道路であったようであり、早急な復旧がされていた、しかし、特に水道管が布設されているところはいくつの破損があり、アスファルトのつぎはぎだらけであり、いたるところに「段差注意」の看板が設置されていた。

インフラの復旧状況

- ・水道の復旧が遅れており、副議長の家も1週間前（地震発生から約6か月後）に水道が復旧したばかりであり、これまでは能登町まで水を汲みに行っていたらしく、かなりのご苦労があったようである。

家屋の被害と復旧状況

- ・ある地区の 30 件程度はほぼ全壊状態で、ゴーストタウンのような状態であった。一時期、盗難等の問題もあり、残ったもので見回りや防犯カメラの設置もあったようであるが、地元だけでは難しい感じであった。また、集落の復興は見通せない状態であり、市や県だけでは困難であり、国の支援が必要と思われる。

仮設住宅の現状

- ・仮設住宅を訪問させていただいたが、はじめのうちはコミュニケーションが進まず、車を止める位置等で問題になることもあったようである。なかなか、仮設住宅の中の住民自治は難しいところであるが、行政の力を借りながら、徐々に進めていかないとごみ等の問題も出てくるとと思われる。

水道の復旧が遅れており、仮設で川の水をくみ上げて、浄化装置で対応していた。

今後の見通し

- ・地域の問題があるのか、復旧が遅いと思われる。先ほども述べたが、国の人的、財政支援がないと復旧が見通せない状況である。そうすると、家が全壊や半壊した皆さんは、避難所や仮設住宅での生活が長期化するので、特に高齢者の皆さんの健康状態が不安であり、災害関連死が増加すると思われる。

○調査都市：東京都練馬区

・日 時：令和 6 年 7 月 1 日（月） 14 時～15 時 40 分

・場 所：練馬区議会 議会事務局会議室

・対応者：練馬区健康部 生活衛生課長 [REDACTED] 生活衛生課 管理係主査 [REDACTED]

管理係長 [REDACTED] NPO 法人 [REDACTED] 理事長、[REDACTED] 副理事長

・視察者：星出恒夫

・内 容

【地域猫活動について】

犬、猫の引取り数及び殺処分数等

・過去 3 年の犬、猫の引取り数及び殺処分数等の状況

東京都は基本的に猫を引き取らない。飼い猫と野良猫の区別がつかない。

平成 30 年度から殺処分は 0 である。

飼い猫の去勢・不妊手術費の助成

・制度の概要及び過去 3 年の執行状況

	オス	メス	計
令和 4 年度	2 7 7	3 6 2	6 3 9
令和 3 年度	3 4 8	4 0 8	7 5 6
令和 2 年度	3 9 5	4 6 7	8 6 2

獣医師会の現状

・指定獣医師の病院数

6 0 病院（練馬区獣医師会加盟 32 か所、その他 28 か所）

・獣医師会の協力

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を行ない、手術済みであることを認識できるように片耳の先端を V 字カットする。また、獣医師による専門的見地からの助言を、

区及びボランティアに行う。

地域猫推進ボランティアグループ

- ・登録の要件（ガイドラインに基づいて対策を推進する。一定の活動地域を決めて活動する。2人以上のグループ。代表者は練馬区在住、構成員の半分は練馬区在住）を満たすグループを登録。

- ・現在 37 地域で、61 グループ。

- ・活動内容は

- ① 活動地域内の猫の頭数等の把握およびリストの作成・提出

- ② 猫の捕獲および去勢・不妊手術の実施

- ③ 餌やりおよびトイレの管理・清掃

- ④ 地域への広報活動

- ⑤ 活動報告書の提出（登録更新時）

- ・ボランティアグループへの支援の状況と課題

- ① ボランティア証の交付

区の公認ボランティアであることを証明するため、顔写真付きの身分証明書を発行する。活動中は必ず携行してもらう。

- ② 猫捕獲用のケージ貸し出し

貸出期間は貸出日から3か月目の月末まで。原則1グループ1台だが、在庫があれば複数台の貸し出しも可能。区では現在73台を保有している。

- ③ 猫除け用超音波発生装置の貸し出し

貸出期間は原則1か月。原則1グループ1台。飼い主のいない猫による被害を受けている区民にボランティア経由で貸出することで、地域でのボランティア活動が円滑に進むようにする。区では現在、18台を保有している。

自治会等との調整

- ・区の担当者が町内会等に電話をし、活動の趣旨などを説明。次にボランティアが町内会等に電話であいさつし、訪問日時を約束。区担当者とボランティアが町内会長等の自宅に訪問し、顔合わせをする。その後も必要に応じて、区の担当者が地域との調整を行う。

※地域猫活動が進むことにより、猫に関する苦情は年々減ってきており、地域猫活動を積極的に進めることがとても重要だと感じた。

○調査都市：

- ・令和6年7月2日（火）の相模原市とこども家庭庁については別途報告済み